

健康ひろば



心の健康相談（前日までに要予約）

☎ 広島県西部保健所呉支所厚生保健課
☎0823-22-5400

日時 3月10日(金)午後1時30分～3時
場所 市役所本庁4階402会議室

アルコール健康相談会（申し込み不要）

☎ 保健医療課☎0823-43-1639

本人、家族が体験を語り、断酒を支援する場です。
日時 3月20日(月)午後1時30分～3時
場所 江田島保健センター

エイズ・梅毒検査（要予約）

☎ 広島県西部保健所呉支所厚生保健課
☎0823-22-5400

感染症の不安のある方は無料・匿名で検査できます。
日時 3月20日(月)午前9時～正午
場所 広島県西部保健所呉支所（呉市西中央1-3-25）
申込期限 3月17日(金)

健康づくりウォーキング教室 （申し込み不要・雨天中止）

☎ 保健医療課☎0823-43-1639

江田島町の桜街道を通り、見晴らしのよい秋月峠まで歩きます。手作りおやつも用意していますので、ぜひ、ご参加ください。
日時 3月28日(火)午前9時30分～正午
場所 江田島コミュニティセンター（江田島町小用）
持ち物 保険代30円、帽子、飲み物、タオル、運動しやすい服装、運動靴

「要支援・要介護認定更新のご案内」の送付を終了します

☎ 高齢介護課☎0823-43-1651

これまで、要支援・要介護認定をお持ちの方に対し、「要支援・要介護認定更新のご案内」を送付していましたが、更新申請の必要性について一定程度の周知が図られていることから、更新案内の送付を終了します。
送付終了の時期

3月31日有効期間満了分(1月末発送分)をもって終了
※4月30日以降に有効期間が満了する方へは、通知が送付されません。

認定有効期間満了日の確認方法

介護保険被保険者証に記載されている「認定の有効期間」をご確認ください。

地域のカフェ（認知症カフェ）

☎ 地域包括支援センター☎0823-43-1640

認知症カフェは、認知症の人やその家族、地域住民、介護や福祉の専門家など誰でも、気軽集える場所です。市内には2カ所のカフェがあります。お茶を飲みながらお話をし、悩み事の相談や新たな出会いや地域とのつながりの場として、ご活用ください。

参加費 100円（お茶菓子代）

区分	いやしカフェ	よりみちカフェ
日程	3月1日(水)	3月28日(火)
時間	10:00～11:30	10:00～11:30
場所	江南ふれあいセンター	江田島市民センター別館
問合せ	在宅介護支援センター江能 ☎0823-57-7100	誠心園ランチ ☎0823-42-5252

認知症相談会（要予約）

☎ 地域包括支援センター☎0823-43-1640

「物忘れが気になる」「認知症の症状?」「受診や相談をしたことがない」など、気になることがあれば相談してみませんか?ご家族や関係者も相談できます。

日時 3月17日(金)午後2時～3時30分
場所 江田島市民センター
相談医 吉田昌平医師（吉田病院）、吉田病院相談員
申込期限 3月16日(木)
申込先 吉田病院☎0823-42-1100

更新申請を希望する場合

介護保険サービスを継続して利用する場合は、有効期間満了日の60日前から満了日までの間に更新申請を行ってください。ケアマネジャーが代行提出することもできます。

更新申請書 高齢介護課、各市民センター、支所、市民サービスセンターにあります。また、市ホームページからもダウンロードできます。

[江田島市 申請書ダウンロード](#)

その他 現在、介護保険サービスを受けていない方は、更新申請をする必要はありません。サービスが必要になった時に新規申請をお願いします。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止・変更となる場合があります。

—国民健康保険— 加入や脱退には手続きが必要です

☎ 保健医療課☎0823-43-1639

退職して社会保険を脱退したときや、国民健康保険に加入している人が就職して社会保険に加入したときは、国民健康保険の加入・脱退の手続きが必要です。

■手続きに必要なもの

▶社会保険から脱退したとき

社会保険の資格喪失が確認できるもの（社会保険資格喪失証明書・離職票など）

—国民健康保険— 市外の学校へ進学するときは届出を

☎ 保健医療課☎0823-43-1639

本市の国民健康保険加入者が、進学のため市外へ転出し、親元から生活費などの支援を受ける場合は、届出をすることで、引き続き本市の学生用被保険者証を使用することができます。

■手続きに必要なもの

学生証か在学証明書（写し可）※4月1日以降のもの

■受付窓口

市役所本庁・市民センター（江田島・能美・沖美）、三高支所

—国民健康保険・後期高齢者医療制度— 保険税（料）の納め忘れはありませんか？

☎ 保健医療課☎0823-43-1639

なお、保険税（料）が未納になると、通常の被保険者証よりも有効期限の短い短期被保険者証が交付されます。

さらに、未納が長期間続くと、被保険者証の返還を求め、資格証明書（病院などの窓口での医療費が一旦全額自己負担）を交付する場合がありますほか、給与・年金・預貯金などの財産を差し押さえる場合もあります。

国保1人当たりの医療費の状況

☎ 保健医療課☎0823-43-1639

本市の国保加入者1人当たり医療費（医療費総額÷被保険者数）は、全国平均・県平均を上回っています。
※3月1日～8日は「女性の健康週間」です。女性が生涯を通じて健康で明るく、充実した日々を自立して過ごすため、乳がん検診や骨粗しょう症予防など自身の健康に向き合ってみましょう！

令和4年8月診療分の国保1人当たりの医療費

